

四日市市選管告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年四日市市選管告示第1号は、廃止する。

令和7年6月2日

四日市市選挙管理委員会

委員長 毛利 彰男

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 025

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

41, 870

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

83, 739

（選挙管理委員会事務局）